

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から11年1月まで
会社を退職する度に父親が、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してくれていた。
申立期間のみが未加入とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申立期間以前に2回、申立期間以後に5回、合計7回にわたり申立期間を除くすべての切替手続が適切に行われていることから、当該切替手続を行ったとする申立人の父親は、年金制度に対する理解があり納付意識が高いことがうかがわれ、申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間に係る国民年金資格取得の手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、「加入勧奨の案内が来たので、役場に行き、税務課の隣の会計の窓口で保険料を納付した。当時の保険料額は1万3,300円であった。」と主張しているところ、納付したとする金額は申立期間当時の保険料月額と一致している上、申立期間当時、申立人が居住する町では、国民年金の手続を担当していた住民課に出納員が配置されておらず、会計室で国民年金保険料の収納を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 15 日から 22 年 5 月 31 日まで
A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっているが、当時はまだ若かったので、年金のことも知らず、受け取った憶えがない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間直前（約5か月前）の別の事業所における被保険者期間（10か月）は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初に勤務した申立期間直前の当該被保険者期間について脱退手当金の請求を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている当該被保険者期間は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において申立期間と同一番号で管理されているとともに、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿においても被保険者記号番号が重複取消されていることが確認できるにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月31日から同年4月1日まで

昭和29年9月20日からA社に勤務していたが、30年4月1日からは同事業所から分離独立したB社に勤務することとなった。

給与明細書のとおり、昭和30年3月の厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の給与明細書及びA社の取締役の証言により、申立人は、申立期間について同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間の給与明細書から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 19 年 1 月から同年 3 月 31 日までA社に勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答文書、労働者名簿、賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、同事業所に平成 19 年 3 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び平成19年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の退職日について、当初、平成 19 年 3 月 30 日としていたところ、申立人の退職後間もなく同年 3 月 31 日に修正し、同年 3 月の保険料を申立人から追加徴収したと回答しているものの、当該保険料の納付義務の履行については、不明としている。

しかしながら、事業主が申立人の資格喪失日を平成 19 年 3 月 31 日として届け、その後、これを同年 4 月 1 日に訂正する届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所が、これを前月の末日のままとして記録することは考え難いことから、事業主は、資格喪失日訂正届出を行っておらず、このため、社会

保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年7月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から9年9月までの期間は26万円、同年10月から10年6月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年7月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が26万円ないし28万円だったにもかかわらず10万4,000円に減額訂正されている。同社の社会保険事務には関与しておらず、心当たりもないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年8月11日付けで、申立人の8年7月から10年6月までの標準報酬月額がさかのぼって10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の役員であったことが履歴事項全部証明書から確認できるものの、同事業所の事業主は、「社会保険事務は自分が行っていたので、申立人は関与していない。」と証言している。

さらに、A社の元従業員は、「申立人は、現場の業務を担当していた。社会保険事務は社長の奥さんか事務員が行っていた。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を減額訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年7月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から9年9月までの期間は26万円、同年10月から10年6月までの期間は28万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年4月までの期間、同年7月及び同年8月並びに同年12月から48年2月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から46年4月まで
② 昭和46年7月及び同年8月
③ 昭和46年12月から48年2月まで

母親と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

母親は既に死亡しており、納付方法等については不明であるが、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる母親は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月ころに払い出されており、申立人は、このころ国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間①、②及び③のうちの一部（昭和46年12月から47年6月まで）は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月から 34 年まで
昭和 29 年 8 月から 34 年までの 5 年間くらい、A 社で木材運搬の作業員として勤務していた。

昭和 29 年 11 月末に結婚し、子供が生まれたが、子供の体が弱かったので、保険証を使って病院にかかっていた記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社の作業所において木材運搬等の作業を行っていたことは、同社 B 事業所の元従業員及び同社の下請業者であった C 社の元従業員の証言から推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 29 年 8 月に A 社に入社し、34 年まで木材運搬等の作業を行っていた。」と述べているところ、A 社 B 事業所に勤務していた元従業員二人は、「申立人は A 社の社員ではなく、下請業者である C 社の作業員であり、当時、下請業者の作業員については、厚生年金保険に加入させておらず、健康保険は個人で加入するか、若しくは日雇健康保険に加入していた。」と証言している上、同社の下請業者である C 社において、申立人を記憶している元会計担当者は、「申立人は、A 社の D 作業所で、C 社の現場責任者のもとで働いていた作業員であった。作業員は社員でなかったため、厚生年金保険には加入させておらず、健康保険は個人で加入するか、若しくは日雇健康保険に加入させていた。」と証言しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことについて証言を得ることができない。

また、A 社 B 事業所及び C 社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保

険者名簿の中に、申立人の氏名は無い上、健康保険被保険者番号に欠番も無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 3 月 21 日まで

申立期間①については、A社に勤務した昭和 62 年 5 月から同年 7 月までの給与総支給額の平均額は 29 万 1,644 円であり、標準報酬月額は 30 万円のところ、オンライン記録では 28 万円とされている。

申立期間②については、B社に勤務した平成 15 年 4 月から同年 6 月までの給与総支給額の平均額は 33 万 5,561 円であり、標準報酬月額は 34 万円のところ、オンライン記録では 32 万円とされている。

標準報酬月額が誤っているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、給与明細書に記載されている給与総支給額を基に算定すべきと主張しているところ、申立人に支払われた昭和 62 年 5 月分の給与には、同年 4 月分の昇給差額が含まれていることが、A社から提出された同年 5 月分賃金台帳により確認できることから、当該標準報酬月額は、同年 5 月から同年 7 月までの給

与総支給額から当該昇級差額を除外して算出すべきであり、この場合の標準報酬月額が28万円となり、オンライン記録と一致していることが確認できることから、当該標準報酬月額の算定は適法であり、正当と認められる。

申立期間②については、申立人に支払われた平成15年5月分の給与には、同年4月分の休日出勤手当等が含まれていることがB社から提出された同年5月分賃金台帳により確認できることから、当該標準報酬月額は、同年4月から同年6月の給与総支給額に当該手当を加算して標準報酬月額を算出すべきであり、この場合の標準報酬月額は34万円となるが、同社の事業主は、当該手当を除いて報酬月額を算出し、32万円として誤って届出を行ったと回答しており、事実、オンライン記録は32万円となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬額に見合う標準報酬月額に基づく保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらのことから、申立期間について、申立人が主張する報酬額に見合う標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。